

平成28年度著作物の保護と利活用に関する研究会活動報告

平成28年度は、国内外の著作権法制、知的財産政策の動向、デジタル技術と著作権法の乖離などについて研究を行った。

第1回研究会では、内閣府知的財産戦略本部が取りまとめた「知的財産推進計画2016」を構成する①「第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進」、②「知財意識・知財活動の普及・浸透」、③「コンテンツの新規展開の推進」、④「知財システムの基盤整備」という4つの柱について、現状と課題および取り組むべき施策への報告が行われた。人工知能（AI）については、AIによる創作物に自動発生的な権利を認めることは適切でないとして検討委員会は考えているが、一定の保護は検討されることが報告された。

第2回研究会では、「著作者不明作品問題と拡大集中許諾」について講演が行われた。まず、「権利者不明作品問題とは何か」として、権利者不明作品は権利処理が困難であること、公衆送信権の創設など新たな権利処理が必要になったこと、権利者は経済的対価を望むだろうから新たな利用形態にも同意すると思われるにもかかわらず、権利者を見つけ出せないために利用者・権利者共に不利益になっていること、コスト面からもオプト・アウト方式の採用が望ましいこと等の説明があった。

続いて「行政処分—現行法の方策とその改善」として、現行裁定制度は手続きが煩瑣で費用がかさむため裁定実績数が少ないこと、改善策としては従来の制度も併存させながら既存の権利者団体が利用者に代わり著作権者との連絡を取る「相当な努力」を行うことが現実的であること等の説明があった。

第3回研究会では、「著作権法をめぐる制度論のメニュー」として講演が行われた。日本の著作権法は「排他権」または「権利制限による無許諾無償」のオール・オア・ナッシングの規定が多く、権利者・利用者双方に不都合が生じているとの問題提起があり、広範な権利制限規定が設けられている代わりに広範に報酬請求権が付与されているドイツ著作権法を例に挙げながら、権利の在り方についての検討が行われた。

第4回研究会では、「AIと著作権—新たな情報財検討委員会における議論を踏まえて—」として講演が行われた。これまでの検討委員会での経緯を説明後、知的財産推進計画2016において「AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新たな情報財について、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行うこととされた。」との説明があった。また、「データ利活用やAIに関する最近の動向／環境変化」、「今後の検討の方向性」などについても報告が行われた。

いずれの研究会でも、講演を受け委員からは様々な意見交換がなされた。

本年度開催された研究会は下記のとおりである。

- 第1回 日時：平成28年7月14日（木）14：00～16：00
場所：コンピュータソフトウェア著作権協会 会議室
議題1：（講演）「知的財産推進計画2016」概要
〈発表者〉内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官 永山裕二氏
議題2：その他

- 第2回 日時：平成28年9月14日（水）14：00～16：00
場所：RYUKA 知財ホール
議題1：（講演）「権利者不明作品問題と拡大集中許諾」
〈発表者〉東京大学 先端科学技術研究センター 玉井克哉氏
議題2：その他

●第3回 日時：平成28年11月15日（火）14：00～16：00
場所：RYUKA 知財ホール
議題1：（講演）「著作権法をめぐる制度論のメニュー」
＜発表者＞早稲田大学法学学術院 教授 上野達弘氏
議事2：その他

●第4回 日時：平成29年2月21日（火）14：00～16：00
場所：RYUKA 知財ホール
議題1：（講演）「AI と著作権—新たな情報財検討委員会における議論を踏まえて—」
＜発表者＞内閣府・知的財産戦略推進事務局 参事官補佐・弁護士 松村将生氏
議事2：その他

以上